

生活習慣病管理料Ⅱへの移行について

2024年6月1日より診療報酬が改定になります。

今回の改定で、特定疾患療養管理料の対象疾患から**主病**が『**糖尿病**』・『**高血圧**』『**脂質異常症**』が対象外となります。

当院では糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院の患者様には、『**生活習慣病管理料Ⅱ**』を算定し、生活習慣病療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を医師が行います。

この「生活習慣病療養計画書」には、（**初回のみ**）**患者様にご署名**をいただく必要があります。

※患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上長期処方並びリフィル処方箋の発行を行う場合がございます。

また窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。

【現行】		【2024年6月以降】	
再診料	73点	再診料	75点
外来管理加算	52点	生活習慣病管理料Ⅱ	333点
特定疾患療養管理料	87点	処方箋料	60点
処方箋料	68点		468点
特定疾患処方管理加算	66点		
346点			

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

